

簿記能力検定試験規則改正について

「1級合格証書」を交付する条件を撤廃する規則改正です。

改正理由といたしましては、これまでは会員校の専門学校2年課程を意識して在校中に合格してもらおうという学生への喚起が狙いで、1年以内の取得制限を設定しておりましたが、令和元年度の1級受験者数においては会員校学生と社会人の個人受験者の数がともに2,000人と拮抗しています。

今後この社会人受験者数が増えていくと予想されることと、新型コロナウイルスの影響により必要な試験会場の確保ができなければ、受験者に対し権利の機会を喪失してしまうおそれが出てくることなどを踏まえ、1級科目合格証書取得者に不利益を生じることは望ましくないと判断いたしました。

こうしたことから、1級科目合格証書を有する者は、その後4回以内の検定試験において、他の1科目の得点が70点以上のときは「1級合格証書」を交付していますが、この「4回以内（1年以内）の回数制限をとりやめて、1級商業簿記・会計学又は1級原価計算・工業簿記の2つの合格証書を取得した者については、その都度「1級合格証書」を交付することができるよう第8条の条文改正をおこないました。

規則改正は令和3年5月実施の試験より運用開始となります。

1級科目合格者の遡及適用は、検定管理システムに蓄積されている過去の合格データを参照するため、平成27年以降の検定試験の1級科目合格者が対象といたしますが、それ以前の1級科目合格者には、合格証書や合格証明書の提出をもって交付するようにいたします。

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第8条 検定試験に合格した者は合格証書を交付する。ただし、1級の1科目（商業簿記・会計学又は原価計算・工業簿記）の得点70点以上の者には科目合格証書を交付する。科目合格証書を有する者が、その後の検定試験において、他の1科目の得点が70点以上のときは、「1級合格証書」を交付する。2級商業簿記と2級工業簿記に合格した者には合格証書を交付するが、「2級合格証書」は交付しない。</p> <p>改正施行 平成31年 4月 1日 改正施行 令和 3年 4月 1日</p> <p>※第8条1級科目合格者は第178回（平成27年5月31日施行）から適用するが、それ以前の1級科目合格者は合格証書や合格証明書の提出をもって交付する。</p> | <p>第8条 検定試験に合格した者は合格証書を交付する。ただし、1級の1科目（商業簿記・会計学又は原価計算・工業簿記）の得点70点以上の者には科目合格証書を交付する。科目合格証書を有する者が、その後4回以内の検定試験において、他の1科目の得点が70点以上のときは、「1級合格証書」を交付する。2級商業簿記と2級工業簿記に合格した者には合格証書を交付するが、「2級合格証書」は交付しない。</p> <p>改正施行 平成31年 4月 1日</p> |

公益社団法人 全国経理教育協会

TEL 03-3918-6133

FAX 03-3918-6196